

公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 68 号

公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則の一部を改正する規則

公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和 39 年岩手県規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																														
<p>(県庁舎等)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 別表第 2 の左欄に掲げる庁舎及びその付属建物その他の工作物並びにこれらの敷地に関する事務は、同表の管理の欄に掲げる者に所管させ、又はその事務を分掌させる。</p> <p>(合同庁舎等)</p> <p>第 3 条 別表第 3 の左欄に掲げる庁舎は、同表の中欄に掲げる出先機関等の合同庁舎とし、当該合同庁舎及びその付属建物その他の工作物並びにこれらの敷地に関する事務は、総務部長に所管させ、その事務はそれぞれ同表の右欄に掲げる者に分掌させる。</p> <p>2 別表第 4 の左欄に掲げる庁舎は、同表の右欄に掲げる出先機関の庁舎とし、当該庁舎及びその付属建物その他の工作物並びにこれらの敷地に関する事務は、保健福祉部長に所管させ、その事務は岩手県福祉総合相談センター所長に分掌させる。</p> <p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">県庁舎の名称及び区分</th> <th colspan="2">管 理</th> </tr> <tr> <th>所管する者</th> <th>分掌する者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>分庁舎</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>第二分庁舎</td> <td>総務部長</td> <td>管財課総括課長</td> </tr> <tr> <td>警察本部庁舎</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 3 (第 3 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>庁舎の名称</th> <th>出先機関等</th> <th>管理を分掌する者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡地区合同庁舎</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>花巻地区合同庁舎</td> <td>花巻地方振興局 岩手県花巻保健所 花巻農業改良普及センター 花巻教育事務所</td> <td>花巻地方振興局長</td> </tr> </tbody> </table>	県庁舎の名称及び区分	管 理		所管する者	分掌する者	[略]			分庁舎	[略]		第二分庁舎	総務部長	管財課総括課長	警察本部庁舎	[略]		庁舎の名称	出先機関等	管理を分掌する者	盛岡地区合同庁舎	[略]		花巻地区合同庁舎	花巻地方振興局 岩手県花巻保健所 花巻農業改良普及センター 花巻教育事務所	花巻地方振興局長	<p>(県庁舎等)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 別表第 2 の左欄に掲げる庁舎及びその附属建物その他の工作物並びにこれらの敷地に関する事務は、同表の管理の欄に掲げる者に所管させ、又はその事務を分掌させる。</p> <p>(合同庁舎等)</p> <p>第 3 条 別表第 3 の左欄に掲げる庁舎は、同表の中欄に掲げる出先機関等の庁舎（以下「合同庁舎等」という。）とし、当該合同庁舎等及びその附属建物その他の工作物並びにこれらの敷地に関する事務は、総務部長に所管させ、その事務はそれぞれ同表の右欄に掲げる者に分掌させる。</p> <p>2 別表第 4 の左欄に掲げる庁舎は、同表の中欄に掲げる出先機関等の庁舎とし、当該庁舎及びその附属建物その他の工作物並びにこれらの敷地に関する事務は、同表の管理の欄に掲げる者に所管させ、又はその事務を分掌させる。</p> <p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">県庁舎の名称及び区分</th> <th colspan="2">管 理</th> </tr> <tr> <th>所管する者</th> <th>分掌する者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>分庁舎</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>警察本部庁舎</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 3 (第 3 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>合同庁舎等の名称</th> <th>出先機関等</th> <th>管理を分掌する者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡地区合同庁舎</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	県庁舎の名称及び区分	管 理		所管する者	分掌する者	[略]			分庁舎	[略]		警察本部庁舎	[略]		合同庁舎等の名称	出先機関等	管理を分掌する者	盛岡地区合同庁舎	[略]	
県庁舎の名称及び区分		管 理																																													
	所管する者	分掌する者																																													
[略]																																															
分庁舎	[略]																																														
第二分庁舎	総務部長	管財課総括課長																																													
警察本部庁舎	[略]																																														
庁舎の名称	出先機関等	管理を分掌する者																																													
盛岡地区合同庁舎	[略]																																														
花巻地区合同庁舎	花巻地方振興局 岩手県花巻保健所 花巻農業改良普及センター 花巻教育事務所	花巻地方振興局長																																													
県庁舎の名称及び区分	管 理																																														
	所管する者	分掌する者																																													
[略]																																															
分庁舎	[略]																																														
警察本部庁舎	[略]																																														
合同庁舎等の名称	出先機関等	管理を分掌する者																																													
盛岡地区合同庁舎	[略]																																														

北上地区合同 庁舎	北上地方振興局	北上地方振興局長
	岩手県北上保健所	
	北上農業改良普及センター 北上教育事務所	
水沢地区合同 庁舎	水沢地方振興局 岩手県水沢保健所 水沢教育事務所	水沢地方振興局長
江刺地区合同 庁舎	水沢地方振興局農政部 農村整備室	水沢地方振興局長
	水沢農業改良普及センター	
	ター	
	一関地方振興局	一関地方振興局長

奥州地区合同 庁舎	県南広域振興局 岩手県奥州保健所 奥州教育事務所	県南広域振興局長
奥州地区合同 庁舎江刺分庁舎	県南広域振興局農林部 農村整備室 奥州農業改良普及センター	
花巻地区合同 庁舎	県南広域振興局花巻総 合支局 岩手県花巻保健所 花巻教育事務所	
遠野行政センター ター庁舎	県南広域振興局花巻総 合支局地域支援部遠野 県民センター 県南広域振興局花巻総 合支局保健福祉環境部 遠野保健福祉環境センター	
	ター	
	県南広域振興局花巻総 合支局農林部遠野農林	
	センター	
	県南広域振興局花巻総 合支局土木部遠野土木 センター 岩手県花巻保健所遠野 支所 中央農業改良普及セン ター遠野普及サブセン ター	
北上地区合同 庁舎	県南広域振興局北上総 合支局 岩手県北上保健所 北上教育事務所	
	県南広域振興局一関総 合支局	

一関地区合同 庁舎	岩手県一関保健所 一関農業改良普及セン ター 一関教育事務所	
千厩地区合同 庁舎	千厩地方振興局 千厩農業改良普及セン ター 千厩教育事務所	千厩地方振興局長
大船渡地区合 同庁舎	[略]	
遠野地区合同 庁舎	遠野地方振興局 岩手県釜石保健所遠野 支所 遠野農業改良普及セン ター 遠野教育事務所	遠野地方振興局長
釜石地区合同 庁舎	[略] 釜石農業改良普及セン ター [略]	[略]
宮古地区合同 庁舎	[略]	宮古地方振興局長
岩泉地区合同 庁舎	[略] 宮古農業改良普及セン ター岩泉地域普及所	宮古地方振興局長
[略]		

別表第4（第3条関係）

一関地区合同 庁舎	岩手県一関保健所 一関教育事務所	
千厩行政セン ター庁舎	県南広域振興局一関総 合支局地域支援部千厩 県民センター 県南広域振興局一関総 合支局農林部千厩農林 センター 県南広域振興局一関総 合支局土木部千厩土木 センター 一関農業改良普及セン ター	
大船渡地区合 同庁舎	[略]	
釜石地区合同 庁舎	[略] 大船渡農業改良普及セ ンター釜石普及サブセ ンター [略]	[略]
宮古地区合同 庁舎	[略]	
岩泉地区合同 庁舎	[略] 宮古農業改良普及セン ター岩泉普及サブセン ター	宮古地方振興局長
[略]		

別表第4（第3条関係）

庁舎の名称	出先機関	管 理			
		所管する者	分掌する者		
岩手県福祉総合相談センター	[略]	県民活動交流センター 岩手県立視聴覚障害者情報センター いわて県民情報交流センター 岩手県パスポートセンター けんみん住宅プラザ 岩手県立図書館 警察本部交通部 運転免許課	地域振興部長	地域企画室長	
		岩手県福祉総合相談センター	[略]	保健福祉部長	岩手県福祉総合相談センター所長
		岩手県農業研究センター 中央農業改良普及センター	[略]	農林水産部長	岩手県農業研究センター所長

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。